

令和2年度県が実施したいじめ防止等における対策関連事業評価一覧

施策・事業の目的, 評価の観点: 「1 相談及び情報収集体制の充実」

施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的, 評価の観点に基づく自己評価		
			実績	成果・課題 (下線部)	今後の取組の方向性 (改善策等)
1 教育相談事業	子供(小・中・高校生など)、保護者、教職員に対して専門的な立場から教育に関する相談を実施する。「学校生活に関すること、心や身体のこと、その他進路や適性に関すること等、個々の状況に応じて、本人及び保護者や学校・教職員に対し、相談活動を通して適切な支援を行う。」各相談機関とのネットワークを構築し、相談者の様々なニーズに対して、より適切な支援・援助を行うための総合窓口とする。	子どもと親のサポートセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子供(小・中・高校生など)、保護者、教職員に対し、電話相談・来所相談・Eメール・FAX相談により支援・援助を行ってきた。</li> <li>・相談総数14,912件のうち、いじめを主訴とする相談件数は、電話相談が280件(△205件)、Eメール相談が19件(+9件)であった。来所相談では主訴が「いじめ」の延べ件数は0件、主訴が「いじめが背景にある不登校」の延べ件数は37件(△48件)であった。</li> <li>※()内は昨年度比</li> <li>・電話相談のうち、いじめを主訴とする相談対象者の内訳は、幼児が3件、小学生が129件、中学生が87件、高校生が53件、その他が8件であった。</li> <li>・子どもと親のサポートセンターでは、教育相談の総合窓口として、必要に応じて学校や関係機関と連携し、予防及び早期発見につながるよう、適切な対応を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめを主訴とする相談件数は、Eメール相談で9件の増加、電話相談は同数、来所相談は8件の減少となっている。相談電話については、県民、保護者、教職員(学校)に対して、「子サポ・フリーダイヤル」が周知されてきたと考えられる。今後も教育相談事業や「子サポ・フリーダイヤル」に関しては更なる周知が必要である。</li> <li>・子どもと親のサポートセンターの電話相談担当の会計年度任用職員を対象に、学校におけるいじめの対応、捉え方について研修を行い、的確に対応できるようにしている。</li> <li>・いじめを主訴とする相談について、学校・関係機関とのよりよい連携について今後も検討が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民や保護者、教職員を対象の休日開放事業(教育相談セミナー I・II)で資料(リーフレット)を配付したり、教育相談事業の説明を行ったりする等、県民や保護者、教職員への広報活動を推進することで教育相談事業の周知徹底をする。</li> <li>・児童生徒や保護者への教育相談事業内容の周知のため、教職員対象の教育相談研修等の研修事業の際に、教職員(学校)を通じて詳しく丁寧な説明を徹底して広報活動を行う。</li> <li>・新任校長研修において、教育相談の重要性を投げかけ、「教育相談チェックリスト」の活用を呼び掛ける等、校内教育相談体制の更なる構築に向けた意識の高揚を図る予定である。</li> <li>・「いじめ」が認められる主訴の相談に対しては、保護者からの話を丁寧に聞き取り、速やかに学校等関係機関との連携が取れるよう担当相談員と所員との報告・連絡・相談体制を確認・強化していく。また、関係機関との連携をより推進していく。</li> </ul>
2 24時間子供SOSダイヤル電話相談	学校生活に関すること、心や身体のこと、その他進路や適性に関すること等について、児童生徒、保護者や教職員に対し、休日・夜間を含めた24時間の電話相談を実施する。子どもと親のサポートセンターで平日8時30分～17時15分まで実施しているため、その他の時間帯は外部に委託する。	子どもと親のサポートセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電話相談総件数は、9,785件(+556件)で、本人からの相談が、2,467件であった。電話相談総件数のうち24時間子供SOSダイヤルからの電話相談は、3,592件(+1,579件)であった。</li> <li>※()内は昨年度比</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため学校が休校した影響により、例年よりも「子育て・しつけ」に関する相談が増加し、「学校生活」に関する相談が減少した。電話相談総件数は、556件と大きく増加しており、「子サポ・フリーダイヤル」とともに「24時間子供SOSダイヤル」の電話番号が児童・生徒、保護者に周知されてきたことがうかがえる。</li> <li>・相談事例に応じて電話対応方法を再検討し、子どもと親のサポートセンター担当者や委託業者間で共通理解を図りながら相談に対応することができた。</li> <li>・複雑化、多様化する相談内容への対応について、更に共通理解を図ることが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談者のニーズに応じた教育相談事業が実施できるよう、相談状況を踏まえて、電話相談対応マニュアルの見直しを行う。</li> <li>・リピーターや学校への抗議(いじめ問題を含む)等に丁寧に対応していく。緊急性がある場合や個人が特定できている場合は、必要に応じて関係機関との連携を推進していく。</li> <li>・委託業者の相談員の対応について、担当者間で毎日情報を共有するとともに、委託業者との定例会を設け課題について協議する。</li> </ul>
3 学校問題解決支援対策事業	学校等が単独で解決困難な事案に対して、弁護士、精神科医、学識経験者等の委員と教育庁関係課からなる「学校問題解決支援チーム」を設置し、解決に向けて指導助言するなど、学校等が安心して相談できるよう相談体制の充実を図る。また、本事業で得られた知見を生かし事例研究を実施することで、ノウハウの普及と学校問題対応能力の向上を図る研修を実施する。	児童生徒課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業は、平成22年度より運用を開始し、令和2年度は、1件の案件について協議し、児童生徒課生徒指導いじめ対策室を通じての相談であった。</li> <li>・学校問題の未然防止・早期解決に資する若手教員対象の研修を実施する予定だったが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため実施できなかった。</li> <li>・スクールロイヤー活用事業における法律相談により68件の相談があった。また、本事業における活用事例集を各学校に発行し、各学校における法的対応力の向上を図るとともに、活用の促進を図った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運用開始からこれまでに計50件の案件について協議し、学校等が単独で解決することが極めて困難と判断された事案について、弁護士や精神科医等の専門家に相談しながらその対応策を検討し、解決に向けた指導助言を行うことで学校や教育委員会等を支援している。解決に至るまでの時間的な経過等は事案により様々であるが、本事業の活用によって、以後、事案が終息に向かっていくという報告を受けている。</li> <li>・スクールロイヤー活用事業においては、法律相談を実施した学校からのアンケートでは、大変役立つ等の肯定的な回答が約97%、法的判断が必要な事案があったらまた相談したい等の回答が約98%などの高い評価を得た。県立学校と比較し、市町村立学校の活用の割合が低いため、各種研修等において、事業の周知及び活用の促進を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の活用に向けて</li> <li>・手続きの一層の簡素化</li> <li>・校長会、教頭・副校長会等、機会をとらえた繰り返しの周知</li> <li>・研修の充実等</li> <li>事案の把握に向けて</li> <li>・関係課等に向けた聞き取り調査の実施</li> <li>・月次調査等によるより積極的な情報収集等</li> <li>上記内容に努め、初期対応に遅れが出ることはないよう支援を継続していく。</li> </ul>

令和2年度県が実施したいじめ防止等における対策関連事業評価一覧

施策・事業の目的, 評価の観点: 「1 相談及び情報収集体制の充実」

	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的, 評価の観点に基づく自己評価		
				実績	成果・課題(下線部)	今後の取組の方向性(改善策等)
4	ヤング・テレホン	本部少年センター内にフリーダイヤル回線による相談窓口(ヤング・テレホン)を設置し、主に非行問題や犯罪被害等の悩みや問題を抱える少年や保護者からの電話相談を受理し、適切な助言・指導を行っている。	県警本部	令和2年中において、302回の相談を受理した(前年比-38回)。	相談受理件数は、前年と比較して減少したが、依然として高水準である。	広報等を通じて相談窓口についての周知を図るとことで、利用を促し、いじめの早期発見に努める。
5	いじめ防止対策等推進事業(千葉県いじめ問題対策連絡協議会の開催)	学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成する協議会を設置し、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図る。	児童生徒課	<ul style="list-style-type: none"> <li>千葉県教育庁及び知事部局の関係各課、市町村教育委員会、児童相談所、千葉地方法務局、県警察本部等の機関、弁護士、医師、心理や福祉の専門家の職能団体等、44の機関・団体で構成された連絡協議会を新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止のため、一堂に会しての会議ではなく、資料を基にメールにより協議を行った。各機関等によるいじめ防止に係る取組や新型コロナウイルス感染症に係る取組等について、有意義な情報交換及び意見交換が行われた。</li> <li>担当者会議を設置したネット関係の機関等による「ネットいじめ対策専門部会」においても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、全体の協議会と同様にメールによる協議及び意見交換を行った。また、令和3年度の各機関等の取組予定等について情報交換した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各機関等がそれぞれのいじめ防止対策を認識し合うことができ、今後のより円滑な連携の在り方について確認することができた。また、各関係機関の取組への質問について、書面をとおし、全関係機関・団体と共通理解を図ることができた。</li> <li>新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別に係る内容や各関係機関・団体の取組(予定も含む)について、情報交換し、本協議会として取り組むべきことについても意見交換することができた。</li> <li>いじめ問題の背景にある、学校の教職員の専門性では対応しきれない様々な複雑な要因に、関係各機関等が連携協力して対応するための、より実効性のある協議会にしていくことが今後の継続した課題である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度は、対面での開催を予定しているが、新型コロナウイルス感染症の状況を注視し、状況によってはメールにて「いじめ問題対策連絡協議会」を開催する。また、「ネットいじめ専門部会」においても複数回の開催を予定しているが、新型コロナウイルス感染症の状況を注視しつつ、ネットいじめ対策について協議していく。本連絡協議会では、必要に応じて情報交換を行い、各機関・団体の連携を図っていく。</li> <li>対面により開催する際は、参加機関等の取組については、事前に資料にまとめ配付するだけでなく、あらかじめ質問についても確認することによって、協議会運営の効率化に努める。</li> <li>昨年度実施したコロナいじめに対する各機関・団体の取組についても共有を図る。</li> </ul>

令和2年度県が実施したいじめ防止等における対策関連事業評価一覧

施策・事業の目的、評価の観点：「2 予防及び早期発見」

	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的、評価の観点に基づく自己評価		
				実績	成果・課題（下線部）	今後の取組の方向性（改善策等）
6	道徳教育推進プロジェクト事業	幼・小・中・高等学校の各学校段階に応じて、より効果的な指導を行うため、「『いのち』のつながりと輝き」を主題として、道徳教育を推進することにより児童生徒の道徳性を高めることを目的としている。	学習指導課	<ul style="list-style-type: none"> <li>県教育委員会では、小・中学校向けの道徳映像教材「ひびけ心のリコーダー」「いつのまに・・・」「手のひらの小さな世界」、高等学校向けの読み物教材集「明日への扉Ⅱ」「明日への扉Ⅲ」等により、いじめや情報モラルについて考える教材を配付し、活用を図っている。</li> <li>令和2年度は、隔年実施の「心の教育推進キャンペーン」を行い、県内の公立幼稚園から高等学校、特別支援学校から原画を募集し、「心の教育啓発ポスター」を作成するとともに、県の特色ある道徳教育推進校の幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校17校の2年間にわたる研究の成果をまとめた道徳教育実践事例集（データCD）「心豊かに」を作成し、県内の公立学校に配付し、活用を図った。</li> <li>令和2年度は道徳教育懇談会を1回開催し、主に高等学校における道徳教育の充実に係り、有識者から意見を聴取した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度の道徳教育実施状況調査によると、県の映像教材は県内の公立小・中学校（千葉市を除く）の約74%で年間指導計画に位置付けられている。また高等学校の「道徳」を学ぶ時間では、県作成の読み物教材集と映像教材の使用率は100%となっている。研修や学校訪問などを通して、引き続き活用を促していきたい。</li> <li>「心の教育啓発ポスター」は、一日一日を振り返りながら、自分を見つめ、よりよく生きようとする心を育むため学校内に掲示し、活用している。</li> <li>道徳教育実践事例集「心豊かに」には、中学校でいじめ問題を題材にした学年道徳の取組や高等学校では「感情のコントロール」を題材にした道徳教育の取組等を収録している。今後、研修や学校訪問などを通して、道徳教育実践事例集の活用を促していきたい。</li> <li>道徳教育懇談会では、令和4年度から完全実施となる高等学校学習指導要領における道徳教育について有識者から意見を頂いたため、高等学校における道徳教育の充実に役立てたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県教育委員会作成の映像教材が、更に活用されていくように、県内の公立小・中・義務教育学校、高等学校、特別支援学校の研修や学校訪問などの機会を通して、呼び掛けていきたい。</li> <li>特色ある道徳教育推進校については、令和3年度から新規に幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校17校を指定し研究を推進した。令和4年度には、全校が県作成の教材等を活用した授業公開を行う予定である。</li> <li>各種研修会等をとおして、令和2年度作成の道徳教育実践事例集「心豊かに」の活用を促し、各学校において「考え、議論する道徳」の授業が充実するようにしていく。</li> <li>令和4年度から完全実施となる高等学校学習指導要領における道徳教育について、高等学校道徳教育推進教師研修会で周知し、高等学校における道徳教育の更なる充実を図っていきたい。</li> </ul>
7	いのちを大切にするキャンペーン	児童生徒の主体的な活動や、保護者・地域住民・青少年健全育成団体・福祉施設等との連携による取組を通して、児童生徒の生きる力や自分と他者との命を大切にする心をはぐくむとともに、「いじめや暴力行為（児童虐待、DVを含む）等の人権侵害は許されない行為である。」という意識を高めるため各学校において取り組むこととしている。	児童生徒課	<ul style="list-style-type: none"> <li>いのちを大切にするキャンペーンは、一学期中を強化期間としているが、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る臨時休業が長期に渡ったことに伴い、各学校ではこれにとらわれず状況に応じて他の学校行事と調整を図り、適切に実施することとした。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>長期に渡る臨時休業が明けたことから、各学校における教育相談体制の充実を図るとともにSOSの出し方に関する教育については、早期に実施することとした。</li> <li>また、SNSを活用した相談事業について、臨時休業のため周知が滞っている学校に対し、周知の促進を図った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いのちを大切にするキャンペーンは、条例の施行とともに、いじめ防止啓発強化月間の取組に位置づけ、多くの学校でいじめをテーマとして取り組むよう、各種会議で広報に努める。平成31年度から、SOSの出し方に関する教育を、県独自資料等を活用し、いのちを大切にするキャンペーン内で、4月中旬に必ず実施するよう各校へ依頼済みである。</li> <li>令和3年度については、例年の年度初めの児童生徒の状況に加えて、新型コロナウイルス感染症防止に係る対応により、例年以上にストレスを抱えている児童生徒が予想されることから、問題行動の未然防止や早期発見のための教育相談体制の充実に努めるよう各校へ依頼済みである。</li> </ul>
8	豊かな人間関係づくり実践プログラムの活用の推進	「豊かな人間関係づくり実践プログラム」は、県教育委員会が作成した「あいさつ」「助け合い」「コミュニケーション能力」等、人間関係づくりに必要な基本的な力を育むことをねらいとした小・中学校9か年にわたる体系的なプログラムである。各小・中学校の実態に合わせて必要に応じて活用する。	学習指導課 児童生徒課 (R3より)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年度に「豊かな人間関係づくり実践プログラム」として開発され、義務教育9年間（各学年4時間分）のピアサポートの手法を活用した台本レベルの授業案と教材から構成されている。</li> <li>活用状況については、平成29年度の実績で小学校90.6%、中学校70.1%の活用率となっている。授業を実践している教員の感想としては、周りの人の気持ちを考えることや自分を大切にすることを教えながら授業を進められるとの意見があり思いやりの心を育むことやコミュニケーション能力の育成の一端となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>授業案や教材、台本が県のホームページからダウンロードでき、たいへんわかりやすい構成になっており、ベテランも若手も同じように指導できる。</li> <li>学級集団づくりや人間関係の改善を図るため有効であり、いじめ防止の授業にも活用できる。</li> <li><u>社会情勢の変化や子どもの実態に合わせた内容の変更の必要を感じるという意見もある。</u></li> <li><u>新学習指導要領の実施に伴い、学校の年間指導計画における位置づけが難しく、授業を行う時間の確保が難しいという現場の声もある。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度から児童生徒課に移行することにより、今後の実施方法や内容について、見直し及び検討をしていく。</li> </ul>

令和2年度県が実施したいじめ防止等における対策関連事業評価一覧

施策・事業の目的、評価の観点：「2 予防及び早期発見」

	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的、評価の観点に基づく自己評価		
				実績	成果・課題（下線部）	今後の取組の方向性（改善策等）
9	いじめ対策等生徒指導推進事業	不登校児童生徒の早期発見・早期対応をはじめ、より一層きめ細かな支援を行うため、教員や訪問相談担当教員・SSWの研修、教育相談研修等講師紹介事業等を通して、学校・家庭・関係機関が緊密に連携した支援の整備に係るネットワークづくりを行っている。	子どもと親のサポートセンター	<p>・「学校支援事業」においては、所員を学校に派遣し事例検討会等を行い、教職員の資質力量の向上を図った（派遣6件）。</p> <p>・子どもと親のサポートセンターや地域の公共施設を会場に、不登校の子供に対する異年齢のグループ活動により社会性を高める「サポート広場」等を実施し、社会的自立に向けた支援をするとともに、保護者に対して、発達に即した子供の理解を深め効果的な支援の在り方を考える懇談会やセミナーを開催した。（25回中実施18回）</p> <p>・教育相談ネットワーク連絡協議会では、学校及び関係機関の連携強化を図った。（12回中実施2回）</p>	<p>・「学校支援事業」では、教職員の資質力量の向上に努め効果を上げている。ただし、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により派遣依頼が6件と少なかった（前年度比△10件）。</p> <p>・サポート広場やセミナーの参加者からは良い評価を得ている。新型コロナウイルス感染症の影響があったが、参加人数を縮小したり大きな会場に変更したりするなど感染症対策を徹底し、予定していた事業の約7割を実施することができた。</p> <p>・<u>教育相談ネットワーク連絡協議会については、新型コロナウイルス感染症の影響により、予定していた協議会の8割が中止となった。</u></p>	<p>・令和3年度は、新型コロナウイルス感染症対策や参加人数、会場等を見直し、参加者にとって安全・安心な事業となるよう企画・運営していく。</p> <p>・県内各地で児童生徒や保護者を支援できる体制づくりと、市町村教育委員会等との連携を更に充実させる。</p> <p>・福祉関係機関（児童相談所・市町村福祉担当課等）とのネットワークの構築や千葉県総合教育センター特別支援教育部との連携支援を充実させる。</p>
10	不登校児童生徒支援事業	不登校児童生徒及び保護者等に対して、校内での支援教室の設置や支援機関が、進路等に関する情報提供など、適切な支援を行う。	児童生徒課	<p>・令和2年度は125校（中学校124校、小学校1校）を不登校児童生徒推進校として指定した。校内の不登校児童生徒支援教室へは、1184名（1校当たり平均9.5名）の児童生徒が通室しており、その内、453名（平均3.6名）の児童生徒が原籍学級へ復帰することができた。復帰率は38.3%であった。</p> <p>・令和元年度に新規に指定された不登校対策推進校を中心に学校訪問をし、不登校児童生徒支援教室の運営状況について、把握に努めた。</p> <p>・「地区不登校等児童生徒支援拠点校」を12校指定し、「地区不登校等児童生徒サポートセンター」を設置した。訪問相談担当教員12名が、家庭訪問等を通じて不登校等の児童生徒とその保護者等に対して、学校復帰を目指すための相談・援助を実施した。相談・援助を行った件数は延べ10,779件、電話対応は延べ7,590件で、そのうち370人が好転した。</p>	<p>・不登校児童支援推進校のうち110校において、不登校児童生徒が、原籍学級に復帰できた。令和元年度は73校だったため、活動内容が良い成果を表している。</p> <p>・1校当たり平均利用者数は、9.5名であり、利用者数の増加により、教室の学習環境の確保等が課題となっている学校があった。</p> <p>・不登校児童生徒が不登校児童生徒支援教室へ登下校する際、他の生徒の目に触れないような配慮をするなどの各学校での運営上の工夫が、不登校児童生徒推進校の訪問によって確認された。また、教室内には学校行事の予定や時間割などが掲示されており、原級学級との関わりが途切れのないような工夫がされていた。</p> <p>・相談担当教員一人当たりの携わる件数が多く、十分な対応が難しい場合がある。</p>	<p>・教育事務所と連携し、不登校児童生徒支援推進校の不登校児童生徒支援教室の活用状況を把握する。その結果を分析し、広めることでより効果的な活用を促す。</p> <p>・教育事務所ごとに行われるケース会議等を通してスーパーバイザーやスクールソーシャルワーカーと訪問相談担当教員が情報共有し、関係機関との連携を深めることで、支援を希望する学校、児童生徒とその家庭に対して適切に対応できる環境づくりをさらに進めていく。</p>
11	スクール・サポーター制度	スクール・サポーターは、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の児童生徒を対象とした非行防止や立ち直り支援、学校における児童生徒の安全の確保」などを目的とし、主として、非行問題等を抱える学校からの要請に基づいて派遣し、「教職員に対する生徒指導や健全育成に係る助言」、「学校が実施する学校内外のパトロール活動への支援」など、学校への支援活動を行っている。	県警本部	<p>学校派遣活動においては、14校（中学校7校、小学校7校）へスクール・サポーターを派遣した（前年度比－6校）ほか、非行防止教室、学校訪問活動等の各種支援活動を実施した。</p>	<p>学校派遣活動は、前年比－6件と減少したものの、小学校からの要請は＋2件と増加し、<u>対象年齢低下により問題解決が長期化していることから、いじめ問題を含めた問題を抱えた学校への支援体制を拡充する必要がある。</u></p>	<p>関係部局の理解を得ながらスクール・サポーターの増員を図り、いじめ問題を含め問題を抱えた学校への支援を行っていく。</p>

令和2年度県が実施したいじめ防止等における対策関連事業評価一覧

施策・事業の目的、評価の観点：「2 予防及び早期発見」

	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的、評価の観点に基づく自己評価		
				実績	成果・課題（下線部）	今後の取組の方向性（改善策等）
12	SOSの出し方に関する教育の実施	自殺総合対策大綱の中で、学校が推進すべき教育内容として、「SOSの出し方に関する教育」が示されており、各学校でSOSの出し方に関する教育を実施することで、児童生徒が、危機に直面した際、援助希求行動がとれ、適切な相談機関に相談ができるように促す。	児童生徒課	・SOSの出し方に関する教育については、平成31年度から県独自資料等を活用し、いのちを大切にすることをキャンペーン内で必ず実施するよう各校へ依頼したが、いじめ防止啓発強化月間の4月が臨時休校であったため、学校再開後速やかに実施できるよう、千葉市を除く全校にSOSの出し方に関する教育の実施を改めて依頼した。	・6月の学校再開後、各学校において、SOSの出し方に関する教育を実施するとともに、学校に対し、児童生徒の自殺と思われる事案が発生していることに特に留意し、児童生徒が発する小さなサイン(SOS)を見逃さず、組織として対応する体制整備の促進を図った。	・いじめ防止啓発強化月間の4月に、千葉市を除く全校でSOSの出し方に関する教育の実施を依頼し、全県でSOSを出す機運を高める。 ・指導資料や実施方法については、スクールカウンセラースーパーバイザー会議で協議していく。
再掲1	教育相談事業	子供(小・中・高校生など)、保護者、教職員に対して専門的な立場から教育に関する相談を実施する。「学校生活に関すること、心や身体のこと、その他進路や適性に関すること等、個々の状況に応じて、本人及び保護者や学校・教職員に対し、相談活動を通して適切な支援を行う。」各相談機関とのネットワークを構築し、相談者の様々なニーズに対して、より適切な支援・援助を行うための総合窓口とする。	子どもと親のサポートセンター	・子供(小・中高校生など)、保護者、教職員に対し、電話相談・来所相談・Eメール・FAX相談により支援・援助を行ってきた。 ・相談総数14,912件のうち、いじめを主訴とする相談件数は、電話相談が280件(△205件)、Eメール相談が19件(+9件)であった。来所相談では主訴が「いじめ」の延べ件数は0件、主訴が「いじめが背景にある不登校」の延べ件数は37件(△48件)であった。 ※()内は昨年度比 ・電話相談のうち、いじめを主訴とする相談対象者の内訳は、幼児が3件、小学生が129件、中学生が87件、高校生が53件、その他が8件であった。 ・子どもと親のサポートセンターでは、教育相談の総合窓口として、必要に応じて学校や関係機関と連携し、予防及び早期発見につながるよう、適切な対応を行っている。	・いじめを主訴とする相談件数は、Eメール相談で9件の増加、電話相談は同数、来所相談は8件の減少となっている。相談電話については、県民、保護者、教職員(学校)に対して、「子サポ・フリーダイヤル」が周知されてきたと考えられる。今後も教育相談事業や「子サポ・フリーダイヤル」に関しては更なる周知が必要である。 ・子どもと親のサポートセンターの電話相談担当の会計年度任用職員を対象に、学校におけるいじめの対応、捉え方について研修を行い、的確に対応できるようにしている。 ・いじめを主訴とする相談について、学校・関係機関とのよりよい連携について今後も検討が必要である。	・県民や保護者、教職員を対象の休日開放事業(教育相談セミナーⅠ・Ⅱ)で資料(リーフレット)を配付したり、教育相談事業の説明を行ったりする等、県民や保護者、教職員への広報活動を推進することで教育相談事業の周知徹底をする。 ・児童生徒や保護者への教育相談事業内容の周知のため、教職員対象の教育相談研修等の研修事業の際に、教職員(学校)を通じて詳しく丁寧な説明を徹底して広報活動を行う。 ・新任校長研修において、教育相談の重要性を投げかけ、「教育相談チェックリスト」の活用を呼び掛ける等、校内教育相談体制の更なる構築に向けた意識の高揚を図る予定である。 ・「いじめ」が認められる主訴の相談に対しては、保護者からの話を丁寧に聞き取り、速やかに学校等関係機関との連携が取れるよう担当相談員と所員との報告・連絡・相談体制を確認・強化していく。また、関係機関との連携をより推進していく。
再掲2	24時間子供SOSダイヤル電話相談	学校生活に関すること、心や身体のこと、その他進路や適性に関すること等について、児童生徒、保護者や教職員に対し、休日・夜間を含めた24時間の電話相談を実施する。子どもと親のサポートセンターで平日8時30分～17時15分まで実施しているため、その他の時間帯は外部に委託する。	子どもと親のサポートセンター	・電話相談総件数は、9,785件(+556件)で、本人からの相談が、2,467件であった。電話相談総件数のうち24時間子供SOSダイヤルからの電話相談は、3,592件(+1,579件)であった。 ※()内は昨年度比	・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため学校が休校した影響により、例年よりも「子育て・しつけ」に関する相談が増加し、「学校生活」に関する相談が減少した。電話相談総件数は、556件と大きく増加しており、「子サポ・フリーダイヤル」とともに「24時間子供SOSダイヤル」の電話番号が児童・生徒、保護者に周知されてきたことがうかがえる。 ・相談事例に応じて電話対応方法を再検討し、子どもと親のサポートセンター担当者や委託業者間で共通理解を図りながら相談に対応することができた。 ・複雑化、多様化する相談内容への対応について、更に共通理解を図ることが必要である。	・相談者のニーズに応じた教育相談事業が実施できるよう、相談状況を踏まえて、電話相談対応マニュアルの見直しを行う。 ・リピーターや学校への抗議(いじめ問題を含む)等に丁寧に対応していく。緊急性がある場合や個人が特定できている場合は、必要に応じて関係機関との連携を推進していく。 ・委託業者の相談員の対応について、担当者間で毎日情報を共有するとともに、委託業者との定例会を設け課題について協議する。
再掲4	ヤング・テレホン	本部少年センター内にフリーダイヤル回線による相談窓口(ヤング・テレホン)を設置し、主に非行問題や犯罪被害等の悩みや問題を抱える少年や保護者からの電話相談を受理し、適切な助言・指導を行っている。	県警本部	令和2年中において、302回の相談を受理した(前年比-38回)。	相談受理件数は、前年と比較して減少したが、依然として高水準である。	広報等を通じて相談窓口についての周知を図ることと、利用を促し、いじめの早期発見に努める。



令和2年度県が実施したいじめ防止等における対策関連事業評価一覧

施策・事業の目的、評価の観点：「3 人材の確保及び資質の向上」

	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的、評価の観点に基づく自己評価		
				実績	成果・課題（下線部）	今後の取組の方向性（改善策等）
13	各種会議等の開催（指導主事会議、生徒指導連絡協議会、学校人権教育研究協議会、特別支援学校生徒指導主事連絡協議会）	各教育事務所の生徒指導担当指導主事や県立学校の生徒指導主事及び人権教育の担当教諭等を招集し、定期的な会議を実施して、事例研究や最新の情報の共有等を行う。	児童生徒課	<p>・各教育事務所の生徒指導担当指導主事の会議を5回予定していたが新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため資料配付2回、オンライン1回、開催2回実施した。公立高等学校の生徒指導主事の協議会を2回計画したが、1回目は中止とし、第2回を12月に実施した。県のいじめ防止対策推進条例や千葉県いじめ防止基本方針の改定内容の説明等を配付し、各学校のいじめ防止対策がさらに充実するように努めた。</p> <p>・各市町村教育委員会の学校人権教育担当者、公立幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校の人権教育担当者、各教育事務所の学校人権教育担当指導主事等を対象とした各種学校人権教育研究協議会等を開催した。</p>	<p>・資料配付及び高等学校には電話連絡により、生徒指導の重点目標を確認することができ、各学校のいじめ対策のさらなる充実に資することができた。しかし、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のため協議会が開催できなかったため、事例検討などが行えなかった。</p> <p>・県いじめ防止基本方針を踏まえた、学校いじめ防止基本方針の見直しを推進し、いじめの認知、学校の指導体制の点検・整備など、いじめ防止対策についての理解を、より一層深める必要がある。</p> <p>・学校人権教育の推進目標及び重点事項の啓発や喫緊の人権課題についての情報を共有するなど、学校人権教育の全県的な推進を図った。</p> <p>・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」や「本邦外出身者に対する不当な差別の言動の解消に向けた取組に関する法律」及び「部落差別の解消の推進に関する法律」といった人権教育に係る法律が施行されている。「障害者」「外国人」「同和問題」等が学校の中でも喫緊の課題になっており、偏見や差別によるいじめが発生しないよう学校としての組織的な取組をより一層推進していく必要がある。</p>	<p>・各協議会において、いじめ問題の対応力を高めるため、いじめ重大事態の事例を踏まえた具体的なテーマ等を設定するなどして、協議内容の一層の充実を図る。</p> <p>・インターネット関係の問題行動が増加しており、生徒・職員及び保護者を対象とした研修など、各学校で成果をあげている取組や、関係機関との連携について、積極的に情報を共有・交換する場を設けていきたい。</p> <p>・管理職や人権教育担当者に対し、人権感覚を高めるためのワークショップや参加体験型の実践的な人権教育の研修や様々な喫緊の人権課題に応える研修のより一層の充実を図る。</p> <p>・学校人権教育の推進目標及び重点事項の啓発や喫緊の人権課題について、伝達講習等をととして各学校に共通理解を図る。</p> <p>・義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針を受け、不登校児童生徒に対する効果的な支援の推進が図られるよう、状況の把握に努めるとともに、組織的・計画的な支援として「チーム学校」体制の整備を推進する。</p>
			特別支援教育課	<p>・特別支援学校生徒指導主事連絡協議会を年2回（6/5（紙面開催）、11/6）実施し、特別支援学校における生徒指導上の課題等の協議及び情報交換を行い、生徒指導主事としての資質の向上と学校間の連携を図った。加えてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用・派遣について周知した。</p>	<p>・特別支援学校生徒指導主事連絡協議会において、各学校の喫緊の課題について協議することで、具体的な対応策等の情報共有につながり、参加者の理解を深めることができた。</p> <p>・特別支援学校の高等部においては、<u>ネットトラブルや性に関する生徒指導上の課題</u>が増加しており、今後も引き続きこうした課題への対応力を高める必要がある。</p> <p>・各学校のいじめの認知、指導体制の点検・整備など、いじめ防止策についての理解を、より一層深める必要がある。</p>	<p>・特別支援学校生徒指導主事連絡協議会において、引き続き喫緊の課題に関する協議や、最新情報の提供を通して、各学校のいじめ対策を含めた生徒指導のより一層の充実が図られるよう指導する。</p> <p>・いじめ等の案件に関しては、早期解決が図られるように、警察等の関係機関との連携を密にすること、組織的・計画的な支援体制を整備することなど各学校の対応力が高まるように指導する。</p> <p>・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーから支援方法や環境づくりについて学ぶ機会を設ける。</p>

令和2年度県が実施したいじめ防止等における対策関連事業評価一覧

施策・事業の目的、評価の観点：「3 人材の確保及び資質の向上」

施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的、評価の観点に基づく自己評価		
			実績	成果・課題（下線部）	今後の取組の方向性（改善策等）
14 研修事業	<p>(情報モラル教育への講師派遣) 教職員のインターネットに関する知識の習得、道徳教育をととした情報モラル教育の効果的な指導方法を身に付けることや、児童生徒及び保護者への情報モラルの啓発を目的として、各学校等で実施する情報モラル教育研修・講演に講師を派遣する。</p>	児童生徒課	<p>令和2年度も、県立学校30校、市町村立学校を70校に講師の派遣を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、文部科学省の「道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業」が中止となったことから、県教育委員会からの外部講師の派遣は行わず、他に外部講師の活用可能な関係機関、団体、企業等や情報モラル教育に関する教材が掲載されているホームページを各学校に紹介する等の代替措置を行った。</p>	<p>県教育委員会からの外部講師の派遣を実施できなくなった中、他に外部講師の活用可能な関係機関、団体、企業等や情報モラル教育に関する教材が掲載されているホームページを紹介する等、各学校の状況にあわせた形で、情報モラル教育研修が実施できるように提示する等の代替措置をとることができた。</p>	<p>・今後は、令和元年度と同様に、児童生徒向けの情報モラルに関する講演と教職員を対象とした情報モラル教育研修への講師を、小・中・義務教育・高等学校、特別支援学校、合わせて100校(県立学校30校、市町村立学校70校)に派遣できるよう進めていく。 ・研修及び講演会の内容を充実させる。</p>
	<p>(総合教育センターの研修事業) ・初任者研修、中堅教諭等資質向上研修、新任校長研修、新任教頭研修等の悉皆研修及び教務主任等企画・運営リーダー研修等の推薦研修など、キャリアステージに応じて、いじめ防止についての研修を行っている。 ・中堅教員サポート塾という研修事業で、「いじめ対応について」という主題で研修を行っている。 ・初任者研修や教育情報化推進リーダー養成研修、情報教育の最新事情研修で情報モラルについての研修を行い、メディア教育指導者研修等でもSNSによるトラブル事例やネットいじめ防止について扱った。</p>	総合教育センター	<p>・いじめ防止について取り上げた研修は22事業であり、研修参加者は延べ3,107名であった。初任研、中堅研等のキャリアステージに応じた研修に加え、新任校長研、新任教頭研及び教務主任等企画・運営リーダー研で、いじめに特化した研修を取り入れ、各層で経験に応じた研修に努めた。令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、大部分の研修は資料配付等による代替で実施した。具体的な内容は、いじめへの対応、未然防止、人間関係づくり等である。 ・中堅教員サポート塾は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止となった。 ・学校支援事業(情報モラル関係)として、県内小中高等学校の研修会講師として教職員240名に指導助言を行った。 ・昨年度同様、情報教育の最新事情研修、教育情報化推進リーダー研修、メディア教育指導者研修で取り上げる予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響で希望研修すべてが中止となったため実績なし。</p>	<p>・いじめ対応の研修参加者の前期層(経験1年～10年)の教員の割合は約65%を占めている。学級担任として、広くいじめを見抜く力量を高める視点での研修により、いじめの早期発見に成果を挙げることができている。研修成果を校内研修等の場を活用して周知し、共有していくことが必要である。また、研修後に「組織として対応することや未然防止の大切さがわかった」などの声が多く寄せられ、いじめの未然防止の大切さ、いじめ対応の仕方などの理解へとつながった。 ・ネットいじめ防止については、平成28年度調査研究事業として、「生活を豊かにするSNS利用に関する指導法の研究」でSNS提示ツールを開発し、授業での活用を進めるための指導モデルプランや利用教材などを含めたパッケージとして総合教育センターのウェブサイトからダウンロードして利用ができる状態になっている。</p>	<p>・講義形式と併せて実践事例を中心としたグループ討議を入れた演習等を多く取り入れていくことにより、研修全体の質の向上を図っていく。特に後期層の研修参加者には、広く保護者や地域で研修内容を還元していくように周知し、いじめ防止への取組を強化していく。 ・平成28年度の「SNS利用に関する指導モデルプラン」(「SNS提示ツール」など利用教材などを含めたパッケージ)として総合教育センターのウェブサイトからダウンロードして利用ができる状態になっている。今後は、更なる活用を目指し、周知、共有していくことが必要である。 ・令和3年度より研修内容を一新し、5つの研修で情報モラルについて取り上げる予定である。</p>

令和2年度県が実施したいじめ防止等における対策関連事業評価一覧

施策・事業の目的、評価の観点：「3 人材の確保及び資質の向上」

施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的、評価の観点に基づく自己評価		
			実績	成果・課題（下線部）	今後の取組の方向性（改善策等）
14 研修事業	(子どもと親のサポートセンターの研修事業) 生徒指導リーダー育成研修や教育相談基礎研修、上級研修、教育相談コーディネーター養成研修において、いじめ問題をテーマに具体的な事例検討を行うなどの研修を実施している。	子どもと親のサポートセンター	・令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、予定していた研修の約8割が中止となった。(生徒指導リーダー育成研修:5回中2回中止、教育相談基礎研修:4回全て中止、教育相談上級研修:4回全て中止、教育相談コーディネーター養成研修:7回全て中止)	・より幅広い視点からいじめを理解できる研修を企画した。生徒指導リーダー育成研修については、回数を5回から3回に縮小したが、いじめの構造について具体的な事例から学べる内容を実施した。 ・ <u>教育相談基礎研修、教育相談上級研修、教育相談コーディネーター養成研修については、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。</u>	・令和3年度は、新型コロナウイルス感染症対策や参加人数、会場等を見直し、参加者にとって安全・安心な事業となるよう企画・運営していく。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により対面研修ができない場合は、資料配信や動画配信など方法を工夫して研修を実施する。
	(いじめ防止対策研修会及び児童生徒の自殺予防対策研修会) いじめ問題の理解、いじめの未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応についての研修を実施するとともに、いじめ問題に組織で対応するための資質の向上を図る。また、いじめの未然防止や早期発見に向けた有効な活動の実践例をもとに研修を行い、いじめの重大事態を防止するために学校職員と連携した対応の在り方を習得する。 児童生徒の自殺予防に必要な基礎的知識の習得と理解を図るとともに、児童生徒の自殺に係る事後対応について、適切な対応に必要な知識の習得と理解を図り、各学校において児童生徒の自殺予防対策の推進者としての資質の向上を図る。	子どもと親のサポートセンター	・令和2年度は、千葉県文化会館と千葉県総合教育センターの2か所を会場に、千葉市を除く公立の全小・中・義務教育・高等・特別支援学校等の管理職を対象とした研修を計画した。県の施策説明や大学教授等の講演、さらに県スクールカウンセラースーパーバイザーの講話やいじめ問題に取り組む先進校の発表等を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。	・令和2年度は、 <u>新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。</u>	・令和3年度は、千葉市を除く公立の全小・中・義務教育・高等・特別支援学校等の管理職(約1,200名)を対象に、研修履歴システムAsttraを通じた動画配信による研修を実施する。 ・いじめ防止対策に加え、不登校児童生徒支援についても研修内容に追加し、研修会を実施する。
	(いじめ問題対策リーダー養成集中研修) 各学校のいじめ問題への対応力を高めるため、いじめの未然防止、早期発見、早期の適切な対応について、必要な知識、技術、マネジメント力を実践的な講義と演習により育成し、問題の解決に向けた判断力と行動力を発揮する指導者を集中的に養成する。	子どもと親のサポートセンター	・平成27年度から5年間で、千葉市を除く全公立小・中・義務教育・高等・特別支援学校の教職員が参加した。令和元年度の研修をもって終了した。		
15 教育相談等講師紹介事業	生徒指導上の諸課題解決のために、教職員や保護者及び教育関係者が発達に即した子供理解を深め、子供との関わり方の学びを支援することを目的として、学校等が行う生徒指導、教育相談及び家庭教育に関する研修会等に講師を紹介する。	子どもと親のサポートセンター	・専門的な知識や技能をもった大学教授、精神科医、民間人、スクールカウンセラー等、61名が講師として登録している。 ・令和2年度は4件の活用があり、教職員の研修、事例検討会等に活用された。(昨年度比△20件)	・本事業の前身である「スクールアドバイザー事業」に比べ、実績は大きく減少している。学校等が、昨年度と同じ講師を依頼する場合には、本事業を利用しないことが考えられる。また、本事業に予算がついていないにもかかわらず、翌年の講師登録に係る経費(郵送費等)が一定額必要となっていること等からも、今後の利用状況によっては、講師の紹介事業の依頼方法等について検討する必要がある。	・平成30年度末をもって廃止となったスクールアドバイザー事業の後継として、講師の紹介等を継続的に行っていく。(予算計上なし) ・令和3年度からは、本事業を学校・関係機関支援に組み入れ、学校・関係機関支援の一部として実施する。
16 いじめ・不登校等生徒指導の充実のための教員加配、非常勤講師の配置	いじめ・不登校等の問題行動に対応し、学校における生徒指導の充実を図ることを目的として、教員の加配、非常勤講師の配置を行う。	教職員課	・令和2年度は、国から措置される定数と県単独の定数を活用して、いじめや不登校など、児童生徒の問題にきめ細かな対応をするための教員を、全学校種で297名を配置した。また、生徒指導の充実を図るための非常勤講師を状況に応じて適宜配置した。	・適応指導教室指導員や担当教員、加配教員、担任がより密接に連携することで、継続的な指導に努め、問題を抱える児童生徒の状況改善に努めている。 ・ <u>人的措置について、各市町村からあがってくる要望数のすべてには応じきれしていない。</u>	・教職員定数は、国が措置することが基本であることから、今後も、様々な機会を通じて、国に定数改善の要望をしていく。



令和2年度県が実施したいじめ防止等における対策関連事業評価一覧

施策・事業の目的、評価の観点：「3 人材の確保及び資質の向上」

施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的、評価の観点に基づく自己評価		
			実績	成果・課題（下線部）	今後の取組の方向性（改善策等）
17 特別非常勤講師配置事業 (臨床発達心理士等含む)	特別支援学校では、児童生徒の障害の重度・重複化、多様化が顕著であるため、一人一人の教育的ニーズに対応した適切で、専門的な支援・指導の一層の充実が必要である。教員免許状は有しないが、各種分野において優れた知識や技術を有する社会人から指導・支援、心理的なケアを受けられるよう、特別非常勤講師として特別支援学校に配置し、教科の一部又は自立活動を担当し、指導と評価を行っている。	特別支援教育課	・令和2年度は、31校に57名の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士等の専門家を配置し、専門的な立場から、自立活動等に関する指導、評価を得て、一人一人に応じてより適切な指導支援につなげるとともに、教員の専門性の向上を図った。	・57名のうち、臨床心理士5名(うち1名は臨床発達心理士兼務)を配置したことにより、心理的なケアが必要とされる児童生徒へのかかわり方について、専門的な指導助言を受け、教職員の知識や指導力の向上につなげることができた。	・教職員の専門性の向上に向け、専門家の配置をした学校は継続し、配置をしなかった学校については、事業の周知と配置した学校での具体的な指導・支援について、情報共有を図っていく。 ・いじめの案件が上がった時の児童生徒の心理的なケアのために、県精神保健福祉センターや県子どもと親のサポートセンターなどの機関と連携して対応していけるように学校に周知していく。
18 いじめ防止対策等推進事業 (スクールカウンセラーの配置)	いじめや不登校等の問題行動に対応し、学校におけるカウンセリング機能の充実を図ることを目的として、心理臨床の専門家をスクールカウンセラー(SC)として学校に配置する。	児童生徒課	・令和2年度は、千葉市を除く全公立中学校(315校)及び県立高等学校85校のスクールカウンセラー配置に加え、問題行動等の低年齢化に伴う小学校への対策として、スクールカウンセラーを165校、教育事務所等に11名を配置した。また、中学校重点校として5校(各教育事務所管内に1校ずつ)は、スクールカウンセラーを週2日配置とした。高等学校においては、ペア化を図り、未配置校への対応をしやすいとした。	・スクールカウンセラー配置校においては、教育相談体制をより一層充実させることができた。児童生徒のカウンセリングや、保護者からの相談に対する助言・援助、また教職員への助言・援助などにより、問題行動等の早期発見や早期対応に向けて効果的に機能している。 ・小学校は配置校数が少なく、各自治体独自配置のスクールカウンセラー等の配置状況により教育相談体制の充実度に地域差がみられる。 ・中学校・高等学校は相談数が多く、配置時数の中で職員への連絡等に充てる時間の確保が難しい。 ・高等学校の未配置校については、ペア化を活用しているものの、配置校と比較すると相談の機会を得にくい状況が続いている。 ・スクールカウンセラーの人材確保については、地域による格差が見られる。	・小学校配置を令和3年度当初は176校と増員し、さらに6月補正予算で、未配置校466校にも9月から月1回程度配置し、全校配置とする。今後もスクールカウンセラーの配置の充実を図ってきたい。 ・高等学校においては、配置校増を目指すとともに、未配置校に対しては、引き続きペアの配置校を設置した。ペアの配置校からの派遣として、月1回程度、年間13回の継続的な派遣を行うことで、教育相談体制の充実を努めていく。 ・小中学校及び高等学校においてスクールカウンセラーの配置時数の拡充及び人材の確保、適性配置に努めたい。
19 スクールカウンセラー配置校 (私立学校)への支援	いじめや不登校等について児童生徒、保護者、教員の抱える悩みを受け止め、個々の事案について適切に支援・対応するために、私立学校における教育相談体制を整備する。従来の学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図るために、学校の養護教諭の他に外部の専門性をもった臨床心理士などの児童生徒の内面的な問題に関する専門家を「スクールカウンセラー」として配置し、教育相談体制を整備し支援機能の充実を図る。	学事課	・スクールカウンセラーを配置している私立小・中・高等学校に対して補助金を交付し、校内教育相談体制の充実を図った。私立学校64校に対して35,314千円を交付した。	・いじめや不登校等について、学校側の初期対応が不十分なため、事態が悪化する場合がある。そのため、教育相談体制を構築し、スクールカウンセラーの活用をさらに促す必要がある。	・緊急時におけるスクールカウンセラーの配置について、教育庁と連携を図り、私立学校による対応をより支援できるようにしたい。 ・定期的に事業の活用を周知するとともに、不登校児童生徒支援チーム等関係事業についても周知する。
20 いじめ防止対策等推進事業 (スクールソーシャルワーカーの配置)	問題を抱える児童生徒の置かれた環境への働きかけを支援するスクールソーシャルワーカー(SSW)を配置している。	児童生徒課	・令和2年度は、小中学校に18校、高校に21校(地域連携アクティブスクール4校含む)計39校に配置した。また、教育事務所5か所配置した。 ・スクールソーシャルワーカーは、各学校等の求めに応じて、問題を抱えた児童生徒に対し、児童生徒が置かれた環境の問題への働きかけや関係機関等の連携・調整を行った。具体的には、ケース会議で福祉的な立場からの支援方法を提案したり、関係機関を訪問し連携できる内容を確認した。	・学校だけでは解決困難な問題や、児童生徒の家庭に係る課題が複雑化しており、スクールソーシャルワーカーの活用が今まで以上に図られるようになった。 ・スクールソーシャルワーカーの活動範囲が広く、支援対象となる学校数も多い。今後、更なる配置の充実を図る必要がある。	・スクールソーシャルワーカーを有効に活用するために、今後も具体的な活用例などを紹介するなどして、学校等への周知を工夫していく。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、SSWのニーズが高まっていることから、6月補正予算により、9月から各教育事務所に2名ずつ計10名の増員を行う予定である。今後も課題を持った児童生徒に対して適切かつ迅速に対応するためにスクールソーシャルワーカーの配置の充実を努めたい。 ・令和3年度は、地域を担当するスクールソーシャルワーカーの配置にした。このことで、継続的な支援が可能になる。 ・令和3年度から、各教育事務所に配置しているスクールソーシャルワーカーを、教育事務所管内全てを担当するエリアリーダーとした。

令和2年度県が実施したいじめ防止等における対策関連事業評価一覧

施策・事業の目的、評価の観点：「3 人材の確保及び資質の向上」

	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的、評価の観点に基づく自己評価		
				実績	成果・課題（下線部）	今後の取組の方向性（改善策等）
21	地域連携アクティブスクールの設置（スクールソーシャルワーカーの配置）	「県立学校改革推進プラン」に基づき、地域の教育力を活用して自立した社会人を育成する地域連携アクティブスクールに社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、生徒の相談に応じるとともに関係機関と連携した援助を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、きめ細かな支援体制を整備する。	児童生徒課		・様々な困難を抱えた生徒に対して、スクールソーシャルワーカーの配置によりきめ細かな校内体制の充実が図れている。	・地域連携アクティブスクールへのスクールソーシャルワーカー継続配置に努めたい。
再掲 3	学校問題解決支援対策事業	学校等が単独で解決困難な事案に対して、弁護士、精神科医、学識経験者等の委員と教育庁関係課からなる「学校問題解決支援チーム」を設置し、解決に向けて指導助言するなど、学校等が安心して相談できるよう相談体制の充実を図る。また、本事業で得られた知見を生かし事例研究を実施することで、ノウハウの普及と学校問題対応能力の向上を図る研修を実施する。	児童生徒課	・本事業は、平成22年度より運用を開始し、令和2年度は、1件の案件について協議し、児童生徒課生徒指導いじめ対策室を通じての相談であった。 ・学校問題の未然防止・早期解決に資する若手教員対象の研修を実施する予定だったが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため実施できなかった。 ・スクールロイヤー活用事業における法律相談により68件の相談があった。また、本事業における活用事例集を各学校に発行し、各学校における法的対応力の向上を図るとともに、活用の促進を図った。	・運用開始からこれまでに計50件の案件について協議し、学校等が単独で解決することが極めて困難と判断された事案について、弁護士や精神科医等の専門家に相談しながらその対応策を検討し、解決に向けた指導助言を行うことで学校や教育委員会等を支援している。解決に至るまでの時間的な経過等は事案により様々であるが、本事業の活用によって、以後、事案が終息に向かっているという報告を受けている。 ・スクールロイヤー活用事業においては、法律相談を実施した学校からのアンケートでは、大変役立つ等の肯定的な回答が約96%、法的判断が必要な事案があったらまた相談したい等の回答が約98%などの高い評価を得た。県立学校と比較し、市町村立学校の活用の割合が低いと、各種研修等において、事業の周知及び活用の促進を図る。	事業の活用に向けて ・手続きの一層の簡素化 ・校長会、教頭・副校長会等、機会をとらえた繰り返し周知 ・研修の充実 等  事案の把握に向けて ・関係課等に向けた聞き取り調査の実施 ・月次調査等によるより積極的な情報収集 等 上記内容に努め、初期対応に遅れが出ることのないよう支援を継続していく。
再掲 11	スクール・サポーター制度	スクール・サポーターは、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の児童生徒を対象とした非行防止や立ち直り支援、学校における児童生徒の安全の確保」などを目的とし、主として、非行問題等を抱える学校からの要請に基づいて派遣し、「教職員に対する生徒指導や健全育成に係る助言」、「学校が実施する学校内外のパトロール活動への支援」など、学校への支援活動を行っている。	県警本部	学校派遣活動においては、14校（中学校7校、小学校7校）へスクール・サポーターを派遣した（前年度比-6校）ほか、非行防止教室、学校訪問活動等の各種支援活動を実施した。	学校派遣活動は、前年比-6件と減少したものの、小学校からの要請は+2件と増加し、対象年齢低下により問題解決が長期化していることから、いじめ問題を含めた問題を抱えた学校への支援体制を拡充する必要がある。	関係部局の理解を得ながらスクール・サポーターの増員を図り、いじめ問題を含め問題を抱えた学校への支援を行っていく。

令和2年度県が実施したいじめ防止等における対策関連事業評価一覧

施策・事業の目的、評価の観点：「4 啓発」

施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的、評価の観点に基づく自己評価		
			実績	成果・課題（下線部）	今後の取組の方向性（改善策等）
22 いじめ防止対策等推進事業（いじめ防止対策等に関する啓発資料作成）	いじめ問題に関する県の取組及び具体的な事例に基づく対応、関係機関との連携等について学校現場での利用を想定した啓発資料を作成し配付する。また、家庭での子どもの見守りのポイントや相談機関の一覧等を示した保護者向け啓発資料及び、いじめの理解やいじめへの対応、相談窓口等について記載した、児童生徒向け啓発資料を作成し配付する。	児童生徒課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめに対する考え方や相談窓口等について記載した児童生徒向けの「いじめ防止啓発カード」（名刺サイズ、カラー印刷、発達段階に合わせた3種類）を作成し、県内全ての国・公・私立の小・中・特別支援学校（小・中学部）（千葉市を除く。）の小学1、4年生、中学1年生に、それぞれ必要なカードを配付した。</li> <li>・「保護者向けいじめ防止啓発リーフレット」を、県内の国公立の小・特別支援学校（小学部）の小学1年生の保護者に配付した。</li> <li>・また、発達段階に合わせた3種類の「児童生徒向けいじめ防止啓発リーフレット」を、県内全ての国公立の小・中・特別支援学校（小・中学部）小学1、4年生、中学1年生に配付した。（いずれも令和3年度入学・進級児童生徒・保護者が対象）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「いじめ防止啓発カード」は、表面では「いじめは絶対に許さない」という強い決意と、いじめに対する「4つの勇気（はなす勇気、やめる勇気、とめる勇気、みとめる勇気）」を示し、いじめに悩む子供たちに語りかけるとともに、加害者・傍観者にならないよう呼びかけており、裏面では「一人で悩まないで」と呼びかけて、主な相談窓口の電話番号等を紹介している。名刺サイズのカードを全ての子供たちに配付し、常時携帯してもらうことにより、必要なときにいつでもいじめについて考えたり、相談窓口が分かることによる効果が期待できる。中学生・高校生向けのカードには、SNS相談のQRコードも掲載し、友達登録の促進にも努めた。</li> <li>・教職員向け指導資料集、教職員・保護者向け及び児童生徒向け啓発リーフレット、児童生徒向け啓発カードのいずれも、有効に活用してもらうため、今後も継続して様々な機会に広報し、周知を図っていく必要がある。</li> <li>・教職員向けリーフレットを配付することで、いじめ防止基本方針の周知を図ることができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種会議や連絡協議会等での指導・啓発資料についての広報、各種研修での指導・啓発資料の活用、活用例の紹介など様々な機会を通して、効果的に活用されるよう努めたい。</li> <li>・令和2年度に引き続き、いじめ防止啓発カードには、これまでの相談窓口の周知と共に、SNS相談のQRコードを掲載することで、より多くの相談先の周知できるようにする。また、配付対象は、令和3年度より小学3年生、6年、中学3年生とし、いじめ防止啓発リーフレットの配付対象学年との重複を解消する。配付時期は夏休み前とすることで、夏季休業中の相談したい気持ちにも対応できるようにしたい。</li> <li>・令和4年度に入学・進級する児童生徒用に「児童生徒向けいじめ防止啓発リーフレット」を増刷して配付する。</li> <li>・令和4年度入学する小学校1年生の保護者用に「保護者向けいじめ防止啓発リーフレット」を増刷して配付する。</li> </ul>
23 「学校から発信する家庭教育支援プログラム」活用推進事業	「子どもとの会話や過ごし方」「心の成長」「いじめ」等について、親としての気付きを促す家庭教育支援資料の活用を促進し、自主的な学習機会への参加が難しい家庭や子どもの教育に関心の低い家庭、子育てに悩む家庭など、すべての家庭の教育力向上を図る。県内の公私立保育所、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校を通じて、各家庭に家庭教育支援資料を配付したり、学級懇談会での講義資料としたりするなどの有効的な活用を促進する。	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年3月に小学生編「いじめ」「スマートフォンの使用」中学生編「スマートフォンの使用」を更新。いじめ問題の対策として、いじめのサイン発見チェックリスト等を収録した「いじめ」（小学校編）を、ネットいじめについては、「スマートフォンの使用」（小・中学校編）を活用してもらうことで、子供たちがいじめの加害者にも被害者にもならないよう啓発している。</li> <li>・本事業を各市町村教育委員会をとおして、各学校に周知するようにしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学年だよりや保護者会の資料作成に本プログラムが活用された。</li> <li>・より多くの教職員が年間を通じて活用できるように周知する時期などを工夫する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次年度も引き続き活用の促進に努め、より多くの教職員が年間を通じて手軽に活用できるよう、活用例を掲載した職員室掲示用チラシを作成し、各学校に送付する。</li> <li>・本プログラムの内容について適宜見直しを図っていく。</li> <li>・各教育事務所の学校訪問等をとおして、各学校に直接周知を図る。</li> </ul>
24 ウェブサイト「親力アップいきいき子育て広場」事業	生活習慣や学習習慣など、家庭で直面する問題への知識や手立てをウェブサイトに掲載し、家庭の教育力向上を図る。具体的には、家庭でいじめの予兆に気付くためのポイントやいじめを発見した際の子どもへの関わり方等を掲載した「子育て豆知識」の他、子育て失敗談、家庭学習、不登校、進路などについて、子どもの発達段階に応じた関わり方をインターネットで発信。スマートフォン・携帯電話からも利用できる。教育庁内の関係課や知事部局の子育て支援に係る課と連携して情報提供を行う。	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てや家庭教育に関する情報を広く掲載している。</li> <li>・本ウェブサイトの周知を図るため、啓発チラシを作成し、各教育事務所の社会教育主事経由で学校の担当者等に配付する。</li> <li>・携帯電話やスマートフォンの安全な使用に関する知識や危険性について啓発する外部サイトを紹介している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭教育支援や子育てに係る情報を県民に提供するため、定期的に情報の更新を図った。</li> <li>・令和2年度のホームページの更新件数は47件であった。</li> <li>・市町村や各種団体や保護者へ、サイトの周知に努める必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、家庭教育推進委員会をとおして、家庭教育にかかる関係各課の取組や情報の収集・共有化を図るとともに、外部コンテンツ等へのリンクを含め、家庭教育に関連する各種取組をウェブサイトから発信する。</li> <li>・保護者への周知について、家庭教育リーフレットに紹介記事と二次元コードを掲載して一層の周知を図る。</li> <li>・市町村で家庭教育に関する相談を担当している方々等が参加する研修講座において、本ウェブサイトを周知する。</li> </ul>

令和2年度県が実施したいじめ防止等における対策関連事業評価一覧

施策・事業の目的、評価の観点：「4 啓発」

施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的、評価の観点に基づく自己評価		
			実績	成果・課題（下線部）	今後の取組の方向性（改善策等）
25 人権啓発活動推進事業	児童・生徒の学校におけるいじめ、及びそれを原因とした自殺が発生しており、県としても人権啓発の観点から早急な対応が必要と考え、国(千葉地方法務局)等関係機関と連携を図り、人権啓発ビデオの貸出し、人権問題講師紹介事業、スポーツ組織と連携・協力した啓発活動等を実施している。	健康福祉政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内小・中・高等学校等への啓発DVDの貸出し：貸出件数28件(視聴人数5,228名)</li> <li>・人権問題研修会支援事業：学校等への講師紹介実績 4件(参加人数1,395名)</li> <li>・スポーツ組織と連携・協力した啓発活動 <ul style="list-style-type: none"> <li>・スタジアム啓発の実施(ジェフユナイテッド市原・千葉) <ul style="list-style-type: none"> <li>日時：令和2年11月29日(日)</li> <li>場所：フクダ電子アリーナ</li> <li>内容：啓発グッズの配布等</li> </ul> </li> <li>・ポスターの作成・配布 <ul style="list-style-type: none"> <li>配布先：県内小・中・高等学校等</li> <li>配布数：5,500枚</li> <li>内容：千葉ジェッツふなばしと連携し、いじめゼロ宣言「いじめゼロ みんながみんな 友達だ」のメッセージとともに、相談連絡先の周知を図った。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権週間を中心にいじめをテーマとしたDVDの貸出しにより、学校等においてDVDを効果的に活用した啓発活動が行われた。</li> <li>・ネットいじめに関しては、携帯端末の機器更新やSNS等の手法の多様化が日々進んでおり、DVDの内容と実態とに齟齬が生じやすい。</li> <li>・講師を紹介することにより、学校等における効果的な研修会・講演会等の実施に繋がった。</li> <li>・ポスターには、24時間子供SOSダイヤル及び子どもの人権110番(法務局)を掲載し、県内各小・中・高校等に3枚配布した。配布先におけるアンケートでは、「今後もポスター配布を積極的に行った方がよい」(約50%)、「時々このようなポスターが掲示され、常にどこかに連絡先が見える配慮がなされていることは大切だと思う」等の意見が寄せられた。</li> <li>・昨年に引き続き、小さいサイズのポスターも配付した結果「サイズがもう少し小さいほうが、場所を選ばずにいろいろなところに掲示がしやすい」との意見があった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発DVDに関しては、随時ライブラリーの更新を検討する。</li> <li>・学校等の配布先の意見を聞きながら、ポスターのサイズやデザインについて検討する。</li> </ul>
26 子ども・若者育成支援事業(子ども・若者のための相談・支援機関ガイド作成、配布)	困難を有する若者を適切な支援に結び付けるため、ライトハウスちば及び各支援機関を紹介したリーフレット、ポスターを各支援機関・学校等において配付する。	県民生活・文化課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ライトハウスちば」のリーフレット・ポスターや「子ども・若者のための相談・支援機関ガイド」を配付し、市町村や学校、各種支援機関等に活用や配付を依頼した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍の中ではあったが、240件の面談相談を実施し、子どもや保護者に専門の相談員が悩みを聞き、必要な情報提供や助言ができた。</li> <li>・<u>困難を有する若者やその支援者に必要な情報が伝わるよう、効果的な広報・啓発をしていく必要がある。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村や学校、各支援機関の意見を聞きながら、配付先の検討などを行い、より効果的な広報・啓発に努めていく。</li> </ul>
27 青少年総合対策本部事業(青少年を健全に育てる運動ポスター作成・配布)	青少年の健全育成を目的として、国・県関係機関及び市町村等と連携してポスターの掲示等により啓発活動を行う。	県民生活・文化課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内の青少年相談機関を掲載した、本運動を周知するためのポスターを2,500部作成し、相談機関や教育機関などに対して配布を行った。</li> <li>・ホームページによる広報や市町村等を通じた運動の周知に努めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広く関係機関などに対して啓発することができた。</li> <li>・支援を求めている、より多くの人に周知するため、<u>今後も効果的な広報・啓発をしていく必要がある。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少年の規範意識の向上は、犯罪の抑止のみならず、いじめを防止する上で大きな効果が期待できることから、学校の理解と協力を得て、今後とも積極的に実施する。</li> </ul>
28 非行防止教室	非行防止教室は、児童生徒の規範意識の向上や犯罪被害等の未然防止を目的として、小・中・高校生等を対象に学校関係者の理解と協力を得て、少年補導専門員などの警察職員を派遣し、教材を使用して開催している教室であり、児童生徒の規範意識のより一層の醸成を図っている。	県警本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年中において、117回開催した。(前年比-247回)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少年を巡る問題は、凶悪・悪質な事件の発生やいじめ問題など、加害と被害の両面において深刻な状況にあることから、少年の規範意識の向上が一層求められている。</li> <li>・コロナ禍において、職員を派遣して実施する教室等の広報啓発活動が難しくなったことから、県警HP、YouTube等を活用し、学校等へ映像教材(講演形式の動画)を配信した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少年の規範意識の向上は、犯罪の抑止のみならず、いじめを防止する上で大きな効果が期待できることから、学校の理解と協力を得て、今後とも積極的に実施する。</li> <li>・県警HP等、ICT(情報通信技術)を活用した啓発活動の推進。</li> </ul>
29 学校人権教育指導資料の配付(第41集)大切な自分大切なあなたの発行・配付	指導資料が校内研修等で活用されることで、一人一人の公立学校教員の人権意識を涵養し、全ての教育活動の人権教育と言う視点で見直してもらおう。そして一人一人の児童生徒が、発達段階に応じ、人権の意義・内容等について理解するとともに、自身と他者の人権を尊重し、それを実行できるようになることにつなげる。	児童生徒課 人権教育班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年度より、県内公立・幼・小・中・高・特別支援学校・義務教育学校の全ての教員に配付(45,000部)するとともにHPに掲載している。</li> <li>・内容は、千葉県学校人権教育の推進目標・重点事項、参加体験型学習の手法、人権意識確認チェックシート、様々な人権課題、などを掲載している。3年を1サイクルとして、掲載内容を変えてきたので、3年分まとめて活用することで、各種人権課題、人権教育の手法について俯瞰することができ、多くの学校の校内研修で活用されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リーフレットの活用状況については、毎年実施している実態調査によると、80%を超える活用が確認されている。</li> <li>・人権教育班が所管する各種研修と併せ、一人一人の教員・児童生徒の人権意識の涵養が図られ、いじめは許されないという意識の醸成にもつながっていると考えられる。</li> <li>・<u>リーフレットであるため、紙数が限られ、各種人権課題について具体的方策を掲載できないという問題がある。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度も、指導資料第42集を作成し配付する予定である。</li> <li>・特定の人権課題について深く扱い、10年計画程度で各種人権課題を網羅することも検討する。</li> </ul>

令和2年度県が実施したいじめ防止等における対策関連事業評価一覧

施策・事業の目的, 評価の観点: 「4 啓発」

施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的, 評価の観点に基づく自己評価		
			実績	成果・課題 (下線部)	今後の取組の方向性 (改善策等)
30 教育広報	県教育委員会が所管している広報媒体を活用し、県教育委員会が行っているいじめ防止のための取組を紹介し、広く県民に対し周知を図る。	教育政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夢気球vol. 60(11月号)にLINEを活用したSNS相談窓口(そっと悩みを相談してね～SNS相談@ちば～)が開設されていることを掲載した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夢気球は、県内の小・中・高・特別支援学校を通して全ての児童生徒の家庭に配付している。また、県内の公共施設である図書館、公民館等にも配布し県民に広く周知を図っている。</li> <li>・広報媒体としては、規模が大きく、児童生徒の全家庭に届けるものであり、事業への理解を深める上で効果があったと考える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も教育委員会が持っている広報チャンネルを活用して、県のいじめ防止の取り組みや学校での先進的な取組事例を児童生徒や県民へ周知するよう努めていく。</li> </ul>



令和2年度県が実施したいじめ防止等における対策関連事業評価一覧

施策・事業の目的、評価の観点：「5 ネットいじめ対策」

施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的、評価の観点に基づく自己評価		
			実績	成果・課題（下線部）	今後の取組の方向性（改善策等）
31 青少年ネット被害防止対策事業(ネットパトロール)	県内全ての中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校等の生徒が行っているSNSなどについて監視し、特に問題のある書き込みを発見した場合に、教育委員会等関係機関に連絡をし、削除等の指導を依頼する。	県民生活・文化課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネットパトロールを業務委託し、県内中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校等の生徒の問題のある書き込みを監視している。特に問題があるものについては、教育委員会、警察等に連絡し、書き込みの削除を含めた生徒への指導を依頼した。(令和2年度実施状況:問題のある書き込みをした生徒の総数1,014人、そのうち特に問題のある書き込み184件)</li> <li>・学校等の要請に応じ、児童・生徒、保護者、学校関係者に向けてネットいじめ防止対策の内容を含む、講演を実施するなど、インターネットの適正利用について啓発を図った。(令和2年度実績:31回、参加者4,115名)また、啓発内容をまとめたリーフレットを20,000部作成し、受講者等に配付し、講演で活用した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関と連携を図り、特に問題のある書き込みを発見した場合、確実に情報提供した。</li> <li>・ネットパトロールの事例や県で実施したSNS意識調査結果等身近な事例や予防方法、相談窓口等を講演内容に盛り込むことで、インターネット適正利用について、参加者の意識を高めた。</li> <li>・家で過ごす時間、青少年のスマホ所持の低年齢化、フィルタリング利用率を踏まえ、講演対象に応じた講演内容と提示方法を検討する必要がある。また、SNS等における書き込みがどのような場合問題になるかを児童生徒、保護者に十分啓発する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門的な知見やノウハウ、AI等最新技術を持ち、状況の変化に即した検索、監視が可能な外部委託によるネットパトロールに加え、誹謗中傷等に対する削除支援など本事業の機能強化を図る。</li> <li>・啓発をさらに充実させるため、青少年が閲覧するサイトにネット広告を掲載する。</li> <li>・感染症予防等自宅で過ごす時間が増えることより、青少年のネット利用が増加が要因とするゲーム時間の増加や課金トラブル、ネットトラブルを想定し、啓発する。</li> </ul>
		児童生徒課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民生活・文化課からの情報提供を受けて該当の県立学校に情報提供し、当該生徒への確認、書き込みの削除、トラブル・問題行動への対応・指導、保護者への連絡、生徒への心のケアなど、適切な対応を依頼している。</li> <li>・児童生徒課は学校に、情報提供を行った案件について対応後に情報提供するように求めており、対応法について学校の相談に乗ったり、必要に応じて指導・助言したりした。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高校生による不適切な問題のある書き込み(学校に通報が必要な書き込み)等について、情報提供があった件数は、減少傾向である。</li> <li>・青少年育成に係る条例の一部改正について周知を図った。</li> <li>・引き続きSNSの利用にあたって、個人情報の漏洩及びネットいじめにつながる危険性等、危機意識が薄いため、情報モラル教育の更なる充実が喫緊の課題である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ問題対策連絡協議会担当者会議ネットいじめ対策専門部会において引き続き対応策を検討する予定である。</li> <li>・「情報モラル講習会への講師派遣事業」により、小・中・義務教育・高等学校及び特別支援学校等で行われる教員研修等に講師を派遣し、情報モラル教育の充実を図る。</li> </ul>
		学事課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・私立中学校・高等学校に係るネットパトロールの情報について、当該校に注意喚起と指導を依頼することが主な業務である。当該校の管理職に一報を入れ、内容の確認を依頼するとともに、削除依頼を含めた指導を依頼している。</li> <li>・学校の指導により、状況の沈静化が図れていると思われる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オープンネットワークへの対応が可能な一方でクローズドネットワークには対応できない状況である。SNSの書き込み等によるいじめ(LINEやInstagramのストーリー等)が問題視される状況で、どのような対応が可能か見極める必要がある。</li> <li>・指導する教員サイドの知識・理解が追いついていない状況も見られる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SNSの利用が低年齢化していることを踏まえ、指導する側の教職員向けの研修の推進に向けた働きかけを進めていく。</li> </ul>
32 青少年非行防止対策事業(非行防止リーフレットの作成・配布)	非行防止に対する心構えや相談機関の案内等を記したリーフレットを作成し、小学5年生の保護者、新中学生の保護者及び新高校生に配付することにより、非行防止等の啓発を図る。	県民生活・文化課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネットいじめを含むインターネットに潜む危険に対する情報が掲載された非行防止リーフレットを小学5年生保護者63,000部、新中学生保護者66,000部、新高校生に対して60,000部を作成・配付した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じ関係機関を含め配付できた。</li> <li>・インターネット利用者の低年齢化も踏まえ、インターネットに潜む危険に直面する恐れのある小学5年生の保護者、新中学生の保護者及び新高校生に対し必要な情報が伝わるよう内容を精査し、今後も効果的な広報・啓発をしていく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村や学校、各関係機関の意見等を参考に、より効果的な広報・啓発に努めていく。</li> <li>・ネットいじめ等のインターネットトラブルについて啓発の強化を図るため、新中学生版及び新高校生版において、発生傾向に対応して、内容を精査する。</li> </ul>
再掲5 いじめ防止対策等推進事業(千葉県いじめ問題対策連絡協議会の開催)	学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成する協議会を設置し、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図る。	児童生徒課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・千葉県教育庁及び知事部局の関係各課、市町村教育委員会、児童相談所、千葉地方法務局、県警察本部等の機関、弁護士、医師、心理や福祉の専門家の職能団体等、44の機関・団体が構成された連絡協議会を新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止のため、一堂に会しての会議ではなく、資料を基にメールにより協議を行った。各機関等によるいじめ防止に係る取組や新型コロナウイルス感染症に係る取組等について、有意義な情報交換及び意見交換が行われた。</li> <li>・担当者会議を設置したネット関係の機関等による「ネットいじめ対策専門部会」においても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、全体の協議会と同様にメールによる協議及び意見交換を行った。また、令和3年度の各機関等の取組予定等について情報交換した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各機関等がそれぞれのいじめ防止対策を認識し合うことができ、今後のより円滑な連携の在り方について確認することができた。また、各関係機関の取組への質問について、書面をとおり、全関係機関・団体と共通理解を図ることができた。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別に係る内容や各関係機関・団体の取組み(予定も含む)について、情報交換し、本協議会として取り組みべきことについても意見交換することができた。</li> <li>・いじめ問題の背景にある、学校の教職員の専門性では対応しきれない様々な複雑な要因に、関係各機関等が連携協力して対応するための、より実効性のある協議会にしていくことが今後の継続した課題である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度は、対面での開催を予定しているが、新型コロナウイルス感染症の状況を注視し、状況によってはメールにて「いじめ問題対策連絡協議会」を開催する。また、「ネットいじめ専門部会」においても複数回の開催を予定しているが、新型コロナウイルス感染症の状況を注視しつつ、ネットいじめ対策について協議していく。本連絡協議会では、必要に応じて情報交換を行い、各機関・団体の連携を図っていく。</li> <li>・対面により開催する際は、参加機関等の取組については、事前に資料にまとめ配付するだけでなく、あらかじめ質問についても確認することによって、協議会の効率化に努める。</li> <li>・昨年度実施したコロナいじめに対する各機関・団体の取組についても共有を図る。</li> </ul>

令和2年度県が実施したいじめ防止等における対策関連事業評価一覧

施策・事業の目的, 評価の観点: 「5 ネットいじめ対策」

再掲 14	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的, 評価の観点に基づく自己評価		
				実績	成果・課題 (下線部)	今後の取組の方向性 (改善策等)
	研修事業	(総合教育センターの研修事業) ・初任者研修、中堅教諭等資質向上研修、新任校長研修、新任教頭研修等の悉皆研修及び教務主任等企画・運営リーダー研修等の推薦研修など、キャリアステージに応じて、いじめ防止についての研修を行っている。 ・中堅教員サポート塾という研修事業で、「いじめ対応について」という主題で研修を行っている。 ・初任者研修や教育情報化推進リーダー養成研修、情報教育の最新事情研修で情報モラルについての研修を行い、メディア教育指導者研修等でもSNSによるトラブル事例やネットいじめ防止について扱った。	総合教育センター	<p>・いじめ防止について取り上げた研修は22事業であり、研修参加者は延べ3,107名であった。初任研、中堅研等のキャリアステージに応じた研修に加え、新任校長研、新任教頭研及び教務主任等企画・運営リーダー研で、いじめに特化した研修を取り入れ、各層で経験に応じた研修に努めた。令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、大部分の研修は資料配付等による代替で実施した。具体的な内容は、いじめへの対応、未然防止、人間関係づくり等である。</p> <p>・中堅教員サポート塾は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止となった。</p> <p>・学校支援事業(情報モラル関係)として、県内小中高等学校の研修会講師として教職員240名に指導助言を行った。</p> <p>・昨年度同様、情報教育の最新事情研修、教育情報化推進リーダー研修、メディア教育指導者研修で取り上げる予定であったが、コロナウィルス感染症の影響で希望研修すべてが中止となったため実績なし。</p>	<p>・いじめ対応の研修参加者の前期層(経験1年~10年)の教員の割合は約65%を占めている。学級担任として、広くいじめを見抜く力量を高める視点での研修により、いじめの早期発見に成果を挙げることができている。研修成果を校内研修等の場を活用して周知し、共有していくことが必要である。また、研修後に「組織として対応することや未然防止の大切さがわかった」などの声が多く寄せられ、いじめの未然防止の大切さ、いじめ対応の仕方などの理解へとつながった。</p> <p>・ネットいじめ防止については、平成28年度調査研究事業として、「生活を豊かにするSNS利用に関する指導法の研究」でSNS提示ツールを開発し、授業での活用を進めるための指導モデルプランや利用教材などを含めたパッケージとして総合教育センターのウェブサイトからダウンロードして利用ができる状態になっている。</p>	<p>・講義形式と併せて実践事例を中心としたグループ討議を入れた演習等を多く取り入れていくことにより、研修全体の質の向上を図っていく。特に後期層の研修参加者には、広く保護者や地域で研修内容を還元していくように周知し、いじめ防止への取組を強化していく。</p> <p>・平成28年度の「SNS利用に関する指導モデルプラン」(「SNS提示ツール」など利用教材などを含めたパッケージ)として総合教育センターのウェブサイトからダウンロードして利用ができる状態になっている。今後は、更なる活用を目指し、周知、共有していくことが必要である。</p> <p>・令和3年度より研修内容を一新し、5つの研修で情報モラルについて取り上げる予定である。</p>
		(子どもと親のサポートセンターの研修事業) 生徒指導リーダー育成研修や教育相談基礎研修、上級研修、教育相談コーディネーター養成研修において、いじめ問題をテーマに具体的な事例検討を行うなどの研修を実施している。	子どもと親のサポートセンター	<p>・令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、予定していた研修の約8割が中止となった。(生徒指導リーダー育成研修:5回中2回中止、教育相談基礎研修:4回全て中止、教育相談上級研修:4回全て中止、教育相談コーディネーター養成研修:7回全て中止)</p>	<p>・より幅広い視点からいじめを理解できる研修を企画した。生徒指導リーダー育成研修については、回数を5回から3回に縮小したが、いじめの構造について具体的な事例から学べる内容を実施した。</p> <p>・<u>教育相談基礎研修、教育相談上級研修、教育相談コーディネーター養成研修については、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。</u></p>	<p>・令和3年度は、新型コロナウイルス感染症対策や参加人数、会場等を見直し、参加者にとって安全・安心な事業となるよう企画・運営していく。</p> <p>・新型コロナウイルス感染症の影響により対面研修ができない場合は、資料配信や動画配信など方法を工夫して研修を実施する。</p>
		(いじめ防止対策研修会及び児童生徒の自殺予防対策研修会) いじめ問題の理解、いじめの未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応についての研修を実施するとともに、いじめ問題に組織で対応するための資質の向上を図る。また、いじめの未然防止や早期発見に向けた有効な活動の実践例をもとに研修を行い、いじめの重大事態を防止するために学校職員と連携した対応の在り方を習得する。 児童生徒の自殺予防に必要な基礎的知識の習得と理解を図るとともに、児童生徒の自殺に係る事後対応について、適切な対応に必要な知識の習得と理解を図り、各学校において児童生徒の自殺予防対策の推進者としての資質の向上を図る。	子どもと親のサポートセンター	<p>・令和2年度は、千葉県文化会館と千葉県総合教育センターの2か所を会場に、千葉市を除く公立の全小・中・義務教育・高等・特別支援学校等の管理職を対象とした研修を計画した。県の施策説明や大学教授等の講演、さらに県スクールカウンセラースーパーバイザーの講話やいじめ問題に取り組む先進校の発表等を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。</p>	<p>・令和2年度は、<u>新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。</u></p>	<p>・令和3年度は、千葉市を除く公立の全小・中・義務教育・高等・特別支援学校等の管理職(約1,200名)を対象に、研修履歴システムAsttraを通じた動画配信による研修を実施する。</p> <p>・いじめ防止対策に加え、不登校児童生徒支援についても研修内容に追加し、研修会を実施する。</p>

令和2年度県が実施したいじめ防止等における対策関連事業評価一覧

施策・事業の目的, 評価の観点: 「5 ネットいじめ対策」

再掲	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的, 評価の観点に基づく自己評価		
				実績	成果・課題(下線部)	今後の取組の方向性(改善策等)
再掲 14		(いじめ問題対策リーダー養成集中研修)各学校のいじめ問題への対応力を高めるため、いじめの未然防止、早期発見、早期の適切な対応について、必要な知識、技術、マネジメント力を実践的な講義と演習により育成し、問題の解決に向けた判断力と行動力を発揮する指導者を集中的に養成する。	子どもと親のサポートセンター	・平成27年度から5年間で、千葉市を除く全公立小・中・義務教育・高等・特別支援学校の教職員が参加した。令和元年度の研修をもって終了した。		
再掲 22	いじめ防止対策等推進事業(いじめ防止対策等に関する啓発資料作成)	いじめ問題に関する県の取組及び具体的な事例に基づく対応、関係機関との連携等について学校現場での利用を想定した啓発資料を作成し配付する。また、家庭での子どもの見守りのポイントや相談機関の一覧等を示した保護者向け啓発資料及び、いじめの理解やいじめへの対応、相談窓口等について記載した、児童生徒向け啓発資料を作成し配付する。	児童生徒課	・いじめに対する考え方や相談窓口等について記載した児童生徒向けの「いじめ防止啓発カード」(名刺サイズ、カラー印刷、発達段階に合わせた3種類)を作成し、県内全ての国・公・私立の小・中・高・特別支援学校(小・中学部)(千葉市を除く。)の小学1、4年生、中学1年生に、それぞれ必要な種類を配付した。 ・「保護者向けいじめ防止啓発リーフレット」を、県内の国公私立の小・特別支援学校(小学部)の小学1年生の保護者に配付した。 ・また、発達段階に合わせた3種類の「児童生徒向けいじめ防止啓発リーフレット」を、県内全ての国公私立の小・中・特別支援学校(小・中学部)小学1、4年生、中学1年生に配付した。(いずれも令和3年度入学・進級児童生徒・保護者が対象)	・「いじめ防止啓発カード」は、表面では「いじめは絶対に許さない」という強い決意と、いじめに対する「4つの勇気(はなす勇気、やめる勇気、とめる勇気、みとめる勇気)」を示し、いじめに悩む子供たちに語りかけるとともに、加害者・傍観者にならないよう呼びかけており、裏面では「一人で悩まないで」と呼びかけて、主な相談窓口の電話番号等を紹介している。名刺サイズのカードを全ての子供たちに配付し、常時携帯してもらうことにより、必要なときにいつでもいじめについて考えたり、相談窓口が分かることによる効果が期待できる。中学生・高校生向けのカードには、SNS相談のQRコードも掲載し、友達登録の促進にも努めた。 ・教職員向け指導資料集、教職員・保護者向け及び児童生徒向け啓発リーフレット、児童生徒向け啓発カードのいずれも、有効に活用してもらうため、今後も継続して様々な機会に広報し、周知を図っていく必要がある。 ・教職員向けリーフレットを配付することで、いじめ防止基本方針の周知を図ることができた。	・各種会議や連絡協議会等での指導・啓発資料についての広報、各種研修での指導・啓発資料の活用、活用例の紹介など様々な機会を通して、効果的に活用されるよう努めた。 ・令和2年度に引き続き、いじめ防止啓発カードには、これまでの相談窓口の周知と共に、SNS相談のQRコードを掲載することで、より多くの相談先の周知できるようにする。また、配付対象は、令和3年度より小学3年、6年、中学校3年生とし、いじめ防止啓発リーフレットの配付対象学年との重複を解消する。配付時期は夏休み前とすることで、夏季休業中の相談したい気持ちにも対応できるようにしたい。 ・令和4年度に入学・進級する児童生徒用に「児童生徒向けいじめ防止啓発リーフレット」を増刷して配付する。 ・令和4年度入学する小学校1年生の保護者用に「保護者向けいじめ防止啓発リーフレット」を増刷して配付する。
再掲 28	非行防止教室	非行防止教室は、児童生徒の規範意識の向上や犯罪被害等の未然防止を目的として、小・中・高校生等を対象に学校関係者の理解と協力を得て、少年補導専門員などの警察職員を派遣し、教材を使用して開催している教室であり、児童生徒の規範意識のより一層の醸成を図っている。	県警本部	令和2年中において、117回開催した。(前年比-247回)	・少年を巡る問題は、凶悪・悪質な事件の発生やいじめ問題など、加害と被害の両面において深刻な状況にあることから、少年の規範意識の向上が一層求められている。 ・コロナ禍において、職員を派遣して実施する教室等の広報啓発活動が難しくなったことから、県警HP、YouTube等を活用し、学校等へ映像教材(講演形式の動画)を配信した。	・少年の規範意識の向上は、犯罪の抑止のみならず、いじめを防止する上で大きな効果が期待できることから、学校の理解と協力を得て、今後とも積極的に実施する。 ・県警HP等、ICT(情報通信技術)を活用した啓発活動の推進。

令和2年度県が実施したいじめ防止等における対策関連事業評価一覧

施策・事業の目的、評価の観点：「6 調査研究」

施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的、評価の観点に基づく自己評価		
			実績	成果・課題（下線部）	今後の取組の方向性（改善策等）
33 いじめ防止対策等推進事業（千葉県いじめ対策調査会の開催）	大学の研究者、心理等の専門家などの学識経験者からなる調査会であり、「いじめの防止等に関する調査研究」「県が実施するいじめの防止等の対策に関する審議」「重大事態が県立学校に発生した場合における、その事実の確認並びに調査及び審査」を行う。	児童生徒課	<ul style="list-style-type: none"> <li>「千葉県いじめ防止対策推進条例」に基づき策定した「千葉県いじめ防止基本方針」により、県教育委員会は、毎年、県が実施するいじめの防止等のための対策の実施状況及びその他いじめに関する資料等を千葉県いじめ対策調査会に提出し、いじめ防止等に関する調査研究及びいじめの防止等のための対策に関する施策事業の点検評価を受けている。令和2年度は、新型コロナウイルス感染予防の観点から、6月22日からWEB上で随時実施。</li> <li>令和2年度は、県教育委員会が調査主体となる重大事態が発生しなかったため、いじめ対策調査会による事実の確認並びに調査及び審査は実施していない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員の方々の御自身の職務における業務のスケジュールが過密なため、会議開催の日時の調整が難しい。</li> <li>調査会当日は、時間が限られているため、一つ一つの施策事業に関して十分な審議ができない面がある。</li> <li>学校主体の事案については、調査主体や調査の進め方、報告書の内容等について意見を聴取しているが、発生件数が増えており、依頼する回数の増加により委員の負担も増えている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査会が開催される前に、各委員に事前に資料を提出し、議論の課題を明確にしておくとともに、調査会当日には、各事業担当者が出席し、効率的に審議が進行するようにする。</li> <li>※令和2年度は、資料をメールで送付し、質問事項に対して、担当課及び担当者から回答をいただく形式で実施した。</li> <li>重大事態が発生し、事案の複雑化に対して、調査を行うことも考えられるので、その際は、速やかに本調査会を開催できるように、委員の招集等について迅速に対応をする。</li> </ul>
34 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査	児童生徒の生徒指導上の諸課題の現状を把握し、今後の施策の推進を目的に毎年実施されている文部科学省所管の統計調査である。いじめの問題以外にも暴力行為、不登校などについての調査も実施しており、いじめ問題を考える上での基礎資料となる。	児童生徒課	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内の公立学校の調査結果を8月に文部科学省に提出。10月22日の全国の結果公表に合わせて、千葉県の結果を公表した。その後、各種会議や研修会で、結果概要を伝えるとともに、本県はいじめ問題への取組について説明を行った。また、各学校へ結果の通知も行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>積極的ないじめの認知が進み、令和元年度のいじめの認知件数は、52,067件となり、平成30年度の39,482件より12,585件増加した。千葉県公立学校の1000人あたりの認知件数は、92.3件と全国平均(46.5件)を大きく上回る結果となった。</li> <li>平成26年4月からのいじめ防止対策推進条例の施行、同年8月の千葉県いじめ防止基本方針の策定を受けて、県を挙げての取組が進む中、この調査を分析することで、各学校のいじめ問題に対する取組状況をより詳しく把握し各施策等に活かしていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学校、中学校、高等学校、特別支援学校それぞれの課題の特徴、取組等の状況を調査・分析することにより、学校現場における、いじめの防止等のための対策のより一層の充実に資するとともに、いじめの未然防止・早期発見・早期対応につなげていく。</li> <li>本調査のデータをもとに県内の現状を把握することで、いじめ防止対策を推進し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置事業についても充実させていく。</li> </ul>
35 SNSを活用した相談事業	中・高校生にとって身近なコミュニケーションツールであるSNSを活用し、生徒が抱える様々な悩みを、学校外のカウンセラーに気軽に、誰にも知られず相談することで、悩みを早期に解決し、自殺、いじめの重大事態等の重篤な事案や不登校を未然に防止することを目的とした教育相談体制を構築する。	児童生徒課	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年4月20日から令和3年3月28日まで、県内の国公立私立中・高等学校及び特別支援学校中・高等部に通学する全生徒(約30万人)を対象に、毎週水曜日と日曜日の17時から21時まで、LINEで相談できる窓口の開設を行った。</li> <li>長期休業明け等の期間については、毎日相談窓口を開設した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年3月28日現在、相談受付件数は、4,799件であった。</li> <li>相談内容の内訳は、「心身の健康・保健」、「友人関係」、「学業・進路」の順に多く、匿名性を確保したことや文字にして相談することで考えを整理して相談できるなど、相談しやすい環境を整えることができた。</li> <li>利用した生徒からは、「こちらの気持ちを大事にしてくれる」「人に相談できなかったことも相談できた」「文章にすることで現状を把握したり、気持ちの整理に繋がる」との声が寄せられた。</li> <li>約30万人の相談対象者に対する登録者数は、約1.4%となっており、生徒の潜在的な相談の需要はまだあるものと推察している。各学校での周知について、取組を継続していく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度は、相談日を1日増やし、毎週火曜日と木曜日と日曜日に開設する。生徒が相談したいと考えたときに、すぐに相談できる環境を整え、重篤な事案や不登校の未然防止に取り組んでいく。</li> </ul>
再掲9 いじめ対策等生徒指導推進事業	不登校児童生徒の早期発見・早期対応をはじめ、より一層きめ細かな支援を行うため、教員や訪問相談担当教員・SSWの研修、教育相談研修等講師紹介事業等を通して、学校・家庭・関係機関が緊密に連携した支援の整備に係るネットワークづくりを行っている。	子どもと親のサポートセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>「学校支援事業」においては、所員を学校に派遣し事例検討会等を行い、教職員の資質力量の向上を図った(派遣6件)。</li> <li>子どもと親のサポートセンターや地域の公共施設を会場に、不登校の子供に対する異年齢のグループ活動により社会性を高める「サポート広場」等を実施し、社会的自立に向けた支援をするとともに、保護者に対して、発達に即した子供の理解を深め効果的な支援の在り方を考える懇談会やセミナーを開催した。(25回中実施18回)</li> <li>教育相談ネットワーク連絡協議会では、学校及び関係機関の連携強化を図った。(12回中実施2回)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「学校支援事業」では、教職員の資質力量の向上に努め効果を上げている。ただし、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により派遣依頼が6件と少なかった(前年度比△10件)。</li> <li>サポート広場やセミナーの参加者からは良い評価を得ている。新型コロナウイルス感染症の影響があったが、参加人数を縮小したり大きな会場に変更したりするなど感染症対策を徹底し、予定していた事業の約7割を実施することができた。</li> <li>教育相談ネットワーク連絡協議会については、新型コロナウイルス感染症の影響により、予定していた協議会の8割が中止となった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度は、新型コロナウイルス感染症対策や参加人数、会場等を見直し、参加者にとって安全・安心な事業となるよう企画・運営していく。</li> <li>県内各地で児童生徒や保護者を支援できる体制づくりと、市町教育委員会等との連携を更に充実させる。</li> <li>福祉関係機関(児童相談所・市町村福祉担当課等)とのネットワークの構築や千葉県総合教育センター特別支援教育部との連携支援を充実させる。</li> </ul>